

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

平成24年11月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 一関市
- 2 事業の種類 一ノ関駅東口南駐車場拡張事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 岩手県一関市字相去地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

一ノ関駅東口南駐車場拡張事業（以下「本件事業」という。）は、一関市が策定した総合計画基本構想に基づく事業であり、法第3条第1号に規定する駐車場法（昭和32年法律第106号）による路外駐車場に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である一関市は、一ノ関駅東口南駐車場を設置し、及び管理する地方公共団体であることから、本件事業を遂行する権能を有していると認められる。また、既に本件事業に係る予算措置を講じている。

これらのことから、起業者である一関市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

一関市は、岩手県の南端、東北のほぼ中央に位置し、JR東北新幹線、JR東北本線、東北縦貫自動車道、国道4号等の南北に縦断する鉄道路線、主要幹線及び高速交通網が備わり、JR大船渡線、国道284号等の横断幹線が市域の骨格を形成し、盛岡市域圏と仙台市域圏及び太平洋と日本海を結ぶ交通の要衝となっている。

一ノ関駅は、明治23年（1890年）の開業以来、岩手県南・宮城県北の拠点駅として多くの利用者に親しまれ、地域の経済文化の交流・発展に寄与してきた。平成16年3月には、一ノ関駅東地区、東磐井地方及び気仙沼方面の一ノ関駅利用者の利便性と市街地の拡大を見据え「一ノ関駅東口」が開設されると同時に地域交流活動の拠点として「東口交流センター」が併設され、市民の文化的活動や観光物産情報の発信が行われている。一ノ関駅東口の利用者の順調な増加と併せ、平成23年6月の「平泉の文化遺産」の世界遺産登録効果により、一ノ関駅利用客が急増している。一ノ関駅東口を利用する大型観光バスが増加し、市道に駐停車して団体客を待つ時間帯には周辺幹線道路の渋滞が生じ、市道を通行する車両、自転車及び歩行者の交通安全上の問題が憂慮されている。さらに、地域内企業の事業所統廃合のため新幹線を利用する遠距離通勤者及び世界遺産登録効果による観光客の増加により、一ノ関駅東口の深刻な駐車場不足が生じており、一ノ関駅利用者の利便性の低下と今後増加する観光客への影響が懸念される。

本件事業の完成により、大型観光バス駐車枠が確保され、周辺幹線道路の渋滞緩和とバス乗降者及び歩行者の安全性の向上が期待される。さらに、一ノ関駅東口を利用する通勤者、観光客のための一般車両駐車枠も同時に確保されることと併せ、一ノ関駅西口駐車場から定期利用枠を移設することにより、西口駐車場の慢性的な混雑の解消が図られ、一関市都市計画マスタープランに定める快適な鉄道利用環境整備方針及び一関市社会資本整備計画における一ノ関駅周辺地区のまちづくりにつながり、地域住民の利便性が向上し、社会的公益性が得られることとなる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び岩手県環境影響評価条例（平成10年岩手県条例第42号）に規定する対象事業に該当していない。また、起業者が任意に行った調査によると、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき保護のための特別の措置を講ずべき動植物の存在は認められなかったことから、生活環境等に与える影響は極めて小さい。なお、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地の所在は、確認されていない。

また、一ノ関駅西口駐車場の定期利用枠を廃止し、一ノ関駅東口側駐車場に定期利用枠を集約することの影響については、一ノ関駅の北側の県道、南側の国道等幹線道路の整備状況から、JR東北本線の横断に伴う障害は少なく、定期利用枠利用者への大きな負担は生じないものと判断される。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、「一関市総合計画基本構想」及び「一関市環境基本計画」に掲げる公共交通機関利用環境の充実、「一関市都市計画マスタープラン」及び「社会資本総合整備計画書」に基づく一ノ関駅周辺の市中心市街地における自動車利用環境の向上並びに秩序ある計画的な市街地整備を実現するための事業と認められる。さらに、駐車場法、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）等に基づく計画であるとともに、駐車場設計・施工指針により設計が行われており、現状の利用状況の解決を図るための合理的な事業計画と判断される。

本件事業に係る起業地については、起業地の位置、支障物件の多寡、地域の土地利用及び環境への影響を考慮して選定した3つの候補地について比較検討の上、最適な事業計画が策定されており、施設規模及び起業地の範囲については、必要最小限の範囲であると判断される。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

（4）法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

（3）アで述べたように、「平泉の文化遺産」の世界遺産登録効果による一ノ関駅東口利用者の増加に伴う交通安全上の課題の解決、さらなる観光客の誘致及び一ノ関駅周辺施設利用者の利便性向上のため、できるだけ早期に駐車場不足及び慢性的な混雑を解消する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地及び物件を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

（5）結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 一関市役所